

## 尾鷲市農業委員会 令和4年1月定例会 議事録

1. 開催日時：令和4年1月5日（水）午前10時00分から午前10時50分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A
3. 出席委員（8名）

会長	6番	高村 敦夫
委員	1番	船津 貫一
	2番	野田 泰史
	3番	黒 次美
	4番	塩津 史子
	5番	庄司 和稔
	7番	野地 長生
	8番	大川 治夫

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

4. 欠席委員

5. 議事日程

1. 農地法第5条の規定による許可について
2. 農地法第3条の規定による許可について
3. その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	湯浅 大紀
事務局書記	大川 健志

7. 会議の概要

議長

皆さんおはようございます。本年、最初の農業委員会ということで昨年はお世話になりありがとうございました。本年もよろしくお願いいたします。また事務局にも局長以下いろいろ迷惑をかけたと思いますが、本年も変わらずよろしくお願いいたします。ただ今から令和4年1月の尾鷲市農業委員定例会を開催したいと思いますので皆さんよろしくお願いいたします。

事務局

事務局からご挨拶よろしいですか。

議長

はい、よろしくお願いいたします。

事務局

失礼します。今年も1年よろしくお願いいたします。最近、地球温暖化の関係です、カーボンニュートラルという言葉をお聞きすると思いますが、農業に関しても土壌が二酸化炭素を吸収するとか、それに伴って有機肥料に切り替えていくような事業を国が進めているとか、農地パトロールを強化して遊休農地の把握をして、それは再生可能エネルギーの関係にも繋がっているとは思いますが。一方では、ソーラーパネルのじか置きはせっかくの景観が損なわれていくのはどうなのかといった問題もありますが、農業についても従来の農業と、先程の地球温暖化対策といったものにも国はシフトしていただいていますので、そのような流れも随時お知らせさせていただきたいと思っていますので、改めて今年も1年よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。本日の署名委員は1番の〇〇さん、2番の〇〇さん、よろしくお願いいたします。それでは議案第1号に入ります。農地法第5条の規定による許可についてご審議願います。事務局は説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。番号1番、所在は〇〇の一部で地目は畑となっています。面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇 〇〇さんです。借り人は〇〇 〇〇さんです。申請理由としましては、申請地を収穫物及び加工品を提供す

る施設として利用したいため申請が上がっています。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長

それでは〇〇委員、紹介をお願いします。

〇〇委員

はい、議案第1号について説明させていただきます。概要につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりです。〇〇の〇〇さん所有の畑を〇〇の〇〇が借り受けて、8ページの土地利用計画図のように施設を整備し、農産物、ブルーベリー等生産加工販売をしようとするものです。

7ページの公図で〇〇の一部を赤線で記した部分で面積は〇〇㎡あります。申請場所は、19ページの地図をご覧ください。赤線で記したところで、直線で約200mぐらい離れた北側のところに〇〇と〇〇の施設があり、次ページ写真で記したところです。

21ページの写真は、収穫物及び加工販売施設等の現在の状態の写真ですが、これは借受農地に無断で転用したことに気付いたために、9ページの始末書を添付し、追認的許可を得るために本農地転用手続きを申請するものであります。なお、農地中間管理機構法21条第2項に基づく解除は、前回の定例会で事務局から説明報告を受け、協議しております。

ご審議よろしくお願いします。

議長

はい、紹介が終わりました。皆さん何かございませんか。

〇〇委員

いいですか。

議長

〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

私らも視察に行ったでしょう。その時にコンテナもあったのにおもいまして。そこが納得いかない。申請が遅いでしょう。中間管理機構

も通してこのような体制できているのに、尾鷲市の農用委員会として視察にも行って、それで後からこのような書類が出てくるというのは私としても少し納得いかない。

事務局

はい、ここの場所につきましては、県からの指導もいただきながら、当初は農業用倉庫ということでコンテナの設置から始まっています。中間管理機構にもそのような形での申請ではありました。我々と県とで指導に入らせていただいて、この案件は厳しくいろいろ話させていただいたなかで、これは一旦撤去する必要があるのではないか、というところまで踏み込んで話させていただいたのですが、我々が最後納得したところとしては、ここが市民農園にしていこうとしていたりとか、地域を巻き込みながら地域と一緒にいかに新たな取り組みを会社が形態を変えて農業に転換していこうというなかでがんばられている。そこは、〇〇委員の話にもあったとおり我々としてももっと早くから寄り添った指導ができたのではないかという点は大いに反省すべき点ではあります。

一方で会社としても現在、一生懸命に模索をしている最中で、その気持ちは我々としても伝わっています。現在も、上に山林部分があるのですが、そこを伐採して、例えばキャンプ体験のようなものができないかとか、木を使った空間づくりができないかとか、そのようなところにもチャレンジしています。手続き上はもちろん不備な部分はそこは強く指導はしながら、そのようなところは我々をしてもしっかりサポートしていくというところではあります。

今日の農業委員会に図る前から協議はしてきましたので、事務局としましてもこのようなことを申し添えさせていただきます。よろしくご審議願います。

〇〇委員

分かりました。もちろん農業の発展は希望しますが、手続きの順番としてはね、よく相談や監査をよろしく願います。

事務局

結局ですね、先程、局長が言われたとおり動きが活発になってくると、メディアだとかに発信されることになってくるのでしっかりと是正した方が良いということです。〇〇委員が言われたとおり遅いので

すけど、遅いなりにも先に動こうという話ではあります。

議長

ありがとうございます。他に何かありませんか。ないようですので、議案第1号に賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これを知事に進達します。ありがとうございます。続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可についてをご審議願います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は〇〇、〇〇で地目はどちらも畑です。面積は合計で〇〇㎡です。譲渡人は〇〇 〇〇さんです。譲受人は〇〇 〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し果樹等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしく願います。

議長

はい、〇〇委員は紹介願います。

〇〇委員

はい、それでは紹介させていただきます。まず16ページの管内図をご覧ください。場所の説明なのですが〇〇の町の地図ですね。位置を示すのが難しいのですが、左側が〇〇を〇〇の方に行くと、海岸に下りる道路とそのまま道を走るところに分かれます。その内の上側が311号線で真ん中あたりに海に下っていく道路があるのですが、その道路を下りますと今休校中の〇〇小学校があります、そのグラウンドの下側、赤い丸で示した場所がそれぞれの申請場所となっています。右側の〇〇についてはプールの真下になっています。そして、〇〇は神社の真下といった位置です。これについては13ページをご覧ください。先程の位置の説明の拡大図となっています。右上の赤い丸は角にプールが見えますが、その横ですね。それから左の赤丸は〇〇で神

社の下ですね。それから、左の赤丸の横に白い屋根の家が写っていますが、これが後で説明しますが空き家バンクを活用した家です。

それについては10ページの公図をご覧ください。〇〇で赤い印がしてあるところの隣に〇〇という地番があります。それが先ほどの空き家バンクを利用しての家となっています。それで、12ページには空き家バンク利用証明書が添付されておりますけど、少し説明しますと、この空き家バンク利用者が一旦令和2年度に空き家バンクを利用して家を求めていたのですが、本人の希望するようところがなく、違うところに居住したのです。ですがこのような物件が出てきましたので、空き家バンクを利用して、今回の空き家に移りたいとのことで尾鷲市から許可が出て、今回の利用証明書となりました。それに伴う空き家の隣の土地が14ページの写真、現地写真ですね。14ページの写真が〇〇で赤い壁が写っていると思うのですが、これが空き家です。隣接している現状です。もう一つが次のページの写真です。〇〇がプールの横の土地となっております。ここの土地で果樹等を栽培していくというような申請となっております。以上のような条件で審査の方よろしくをお願いします。

議長 はい、紹介ありがとうございます。ただ今紹介が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。

〇〇委員 はい、いいですか。

議長 〇〇委員どうぞ。

塩津委員 果樹等を栽培するとのことですが、みかんか何かですか。

〇〇委員 4ページに耕作する品目が載っています。すでにみかんの木もあって、果樹を耕作するには適している土地だと思います。ちなみにこの土地は下の階段から行くと結構な高低差があって大変なんですよ。

〇〇委員

ここは上から行く方が楽なんですよね。

〇〇委員

異議なし。

議長

異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。賛成の方は挙手を。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これを許可します。ありがとうございます。続きまして、番号2番に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局

続きまして、番号2番、所在は〇〇、〇〇で地目はどちらも田です。面積は合計で〇〇㎡です。譲渡人は〇〇 〇〇さんです。譲受人は〇〇 〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し野菜を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いします。

議長

はい、〇〇委員紹介をお願いします。

〇〇委員

それでは13ページの位置図をご覧ください。この道路が〇〇の311号線でこれの真ん中付近の〇〇神社の前のところを今はなくなっていますが〇〇出張所に入っていく道路ですね。それを進んでもらってJRの陸橋を渡って150mくらい行った、この赤い印のところが今回の申請地となっております。14ページに拡大図が付いております。赤で囲っているところが今回の申請地の〇〇と〇〇を表した印となっております。その真下に家の印があるのですが、これもまた空き家バンクで申請している家屋の地図となっております。

現況なのですが次のページをご覧ください。3枚の写真のなかの一番下の〇〇、赤い印のしたところが〇〇㎡、それから空き家の裏側に

なるのですが、〇〇が〇〇㎡の現況写真となっています。この農地につきましては、9ページに空き家バンクの利用証明書が付いていますし、利用証明書に書かれている675番3の家屋、これが7ページの公図をご覧ください。その公図で示されている〇〇が空き家の利用地番です。その空き家に付随した農地を取得することで、本人、父、母の3人で農地耕作をやっていきたいという案件となっております。

それから公図のなかで〇〇が一筆ではなく〇〇と合筆した形となっていますが、この2筆の明確な境界というのが明示されていないので、その農地を取得するにあたっては最後のページの上申書が添付されているのですが、先程の農地との隣接者との境界は自分たちで対応していきますとの上申書が添付されておりますので、そこら辺は当事者間で解決していただくとの解釈でよろしいかと思っております。以上の内容での審査をよろしく申し上げます。

議長 はい、紹介ありがとうございます。皆さん何かご質問等ございますか。

〇〇委員 申請者の方はおいくつですか。

〇〇委員 3ページに年齢も家族構成も載っています。24歳ですね。まだ若いですね。

〇〇委員 これは上手にやらないと生計を立てるのは難しいかもね。

議長 皆さんほかに何かありませんか。ないようですので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これを許可します。ありがとうございます。以上で審議案件を終わります。3号のその他に入ります。事務局何かございま



せんか。

事務局

はい、例年開催されております農業委員会委員等研修会が本年度も開催されることとなりました。昨年度は新型コロナウイルスのこともあり尾鷲庁舎での開催でしたが、今年度は例年通り熊野庁舎で開催されます。研修についてお手元の資料のとおりです。日時が令和4年2月25日午後1時半からです。また通知文書は送らせていただきます。移動ですが市役所に集合していただき市役所の車で移動する予定です。集合時間は12時50分で集合場所は市役所の玄関ロビーになります。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。委員の皆さんからは何かございますか。ないようですのでこれにて1月農業委員会会議を閉会します。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員